

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その翌
日の翌日)

目次

- ◇選管告示 参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等
- 参議院地方選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和五十二年七月十日執行予定の参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十二年六月十五日

ただし、年齢については、昭和五十二年七月十日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十二年六月十六日

三 縦覧に供する期間

昭和五十二年六月十七日から昭和五十二年六月二十一日まで

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和五十二年七月十日執行予定の参議院地方選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第五項に規定するポスターの掲示の開始の日を昭和五十二年六月十七日と定めたので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章